

---

◎議案第47・48号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（藤井 要君） 日程第3、議案第47号 令和元年度松崎町温泉事業会計収入支出決算の認定について、日程第4、議案第48号 令和元年度松崎町温泉事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

- 町長（長嶋精一君） 議案第47号 令和元年度松崎町温泉事業会計収入支出決算の認定について、議案第48号 令和元年度松崎町温泉事業会計未処分利益剰余金の処分について、一括して担当課長より申し上げます。

（生活環境課長 鈴木 悟君 提案理由説明）

- 議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

- 1番（田中道源君） ちょっとこの中の計算書とは違う話になると思うんですけども・・・、このたび、コロナの関係でですね、温泉事業者の方から、お客さんいない中での使用料の負担が結構大変だよという相談受けまして、課長のところに相談に伺ったところ早速、町長対応していただきまして、事業主の方々から、ありがたかったという声をいただいております。本当に、この度はありがとうございました。

そののちょっと関連でなんですけれども、今後、コロナがさらに、また、自粛してくださいよ、なんていうことが起こった場合に、また同じような、対応をしていただけるような、体力といますか、会計上大丈夫なのか、ちょっと聞きたいなと思ひまして、おしゃっていただけますでしょうか。

- 生活環境課長（鈴木 悟君） 今、田中議員の御質問ですけれども、町では、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴いまして、宿泊飲食業、観光関連事業者に対しまして、4月から5月にかけての間、休業要請をさせていただきました。それに伴いまして、温泉事業の方につきましても、営業の方からですね、休止にするとかそれから権利放棄するとか、そういったお話が上がってきてまいりましたので、私ども温泉事業会計を預かる者としていたしましては、そちらのほうの、なるべくこの、早い段階で、減額をすることによりまして、そういう皆さんの不安を解消したいという思いから、4月分と5月分につきまして、減額のほうをさせていただきました。で、その後の御質問で、コロナが続いた場合ということでございますが、今のところ今回につきましては、緊急事態宣言に伴いまして、町からの休業要

請に伴いまして、実施したものでございます。また今後、そういったことが、また発生した場合には、同じような対応も、とるようなことになるかもしれませんが、現時点では、ちょっとまだ今のところは、明確には回答できないところでございます。ただ、どうしても、利益の方が減りますと、こちらのほうとしても事業会計として成り立ってるものですから、なかなか、収入が来ないとですね、厳しいところもあります。そういったところを、見極めながら、また実施・・・、考えていきたいというふうに考えております。

○5番（深澤 守君） 先ほどの水道会計と引き続きまして、未収金の対応について、同じような質問をいたします。

それから、3点ほど、続けて質問させていただきます。配達事業で8件ありましたが、どの辺、地域に配達されたのか、またその配達された人の中に温泉に加入するような可能性はあるのか、お伺いいたします。

それから、13ページですね。加入金が2件あったとされてますが、今まで加入する取り組みをどのようなことを行っているのか、それと、今、加入しない、昔は結構、加入してくる方が多かったと思うんですけど、今、温泉に加入して・・・、個人のお客さんですね、加入してこない原因、それから、今後、今までの事業を踏まえてですね、加入していただくための改善策というものが、あったらお伺いいたします。

○生活環境課長（鈴木 悟君） まず、滞納の関係でございすけれども、未収金につきましては、水道と同様に温泉につきましても、お宅の方に訪問させていただきまして、訪問徴収という形で実施をいたしております。令和元年度中におきましては、訪問件数が、9件に通知を差し上げましたけれども、最終的には訪問件数5件でございまして、2万572円の金額をいただいているということでございます。そうしまして、給湯停止につきましては・・・、給湯停止予告ですね、予告のほうも、6件に発送させていただきまして、そのうち、1件について、納めていただいております。最終的な給湯停止につきましては、年度中にはですね、1件ございまして、現在も継続中でございます。

次に温泉配達、デリバリーの関係とそれから加入に対する取り組み、そして加入しない原因ということでございまして、まず、温泉デリバリーにつきましては、今回、令和元年度中は申し込みが8件ございまして、8件の方に配達を行いました。この内訳でございまして、8件の配湯のうち、現在、温泉を配湯している地区の方が4件、それ以外の配湯していない地区の方が4件でございます。この温泉のデリバリーにつきましては、配湯していない地区のところにも、なぜやるのかということですが、やはり町の中ですね、やはり、親子

関係であるとか、友人であるとか知人であるとか、そういったこともございますので、いろんな方に体験していただきまして、温泉っていうのは、一度体験したけども、すごくいいよ、ということ、また、配湯地域の方々の中に、もし、お知り合いの方がいらっしゃればですね、PRしていただいて、そして最終的には、加入促進につなげていくという目的のために、配湯地区以外にも、温泉の配湯を行っている、デリバリーということで、1回だけですけれども配湯しているという状況でございます。その中ではアンケート等いろいろ実施をしてる訳ですけれども、アンケートにつきましても、なかなか金額でですね、1回当たり500円ぐらいならというのがちょっと多くてですね、実際1回500円ぐらいですと、この温泉デリバリーの場合には、今のところ、2名の職員で対応しておりまして、いろんなことを今後もし、事業化とか考えていきますと、1回500円ですと、なかなか利益的にですね、非常に厳しいところがあると・・・、ことがございます。また、加入の取り組みということで、今、ちょっと重なってしまいますけども、今、デリバリーをやっている中で、先ほどの配当区域外のところにも、やっているとということでございます。この温泉の加入がですね、期間限定のが2件しか申し込みがないということであれなんですけれども、このデリバリーの回覧をですね、さしていただく、この後にもですね、温泉の加入のお知らせということで、あわせて周知をさせていただいておりまして、従来の永年の権利の場合にはいくらです。そして、期間限定の場合には、いくらです。なおかつ、松崎町の住宅改修事業の補助金も利用できますということで、皆さんにですね、PRを行っているというところでございます。最終的に問い合わせはですね、数件、来るんですけれども、なかなかそれが実施に至ってないというところでございます。

それから、加入しない原因というのが、いろいろな要素が考えられるかと思えますけれども、デリバリーを実施した中での、意見でございますと、高齢者の方のお宅に温泉をデリバリーで配達する。そうすると、温泉は、いいよねと、引きたい、けども、私たちが、もし、亡くなった場合に、この後子供たちが、この家を継いでくれれば、それは考えてもあれだけでも、なかなか、戻ってきてくれないっていうような事情もあって、難しいという、お声を何件かいただいております。ですので、高齢化が進んでおりまして、なかなか、配湯はしたいんだけど、その後のことをいろいろ考えていくと難しいという御意見がちょっと何件かあったということでございます。

以上でございます。

○議長（藤井 要君） ほかに質疑はございませんか。

○2番（鈴木茂孝君） 今の関連でちょっと、質問したいんですけども、今のお話ですと、デリバリーはかなり可能性があるということにつながると言うんですけども、配湯している地区と配湯していない地区があると思うんですけども、やっぱり配湯していない地区の方も、温泉当然入りたい訳ですけども、お金払っても配湯していない以上、来ていないということになりますよね。そういう地区にもやはり、デリバリーで温泉があれば、利用したいなって方、結構多くあるんじゃないかなって思います。で、金額が合わないよっていうお話ですけども、その辺は、例えば健康福祉とか、そういう感じの面で考えても、いくらかでも、やっていって皆さんに、温泉地なので、温泉を味わってもらってということ、非常に重要なことじゃないかなと思いますし、またそれが、移住定住なんかにもつながってくるんじゃないかなと思いますので、是非、その辺は検討していただきたいというふうに思います。

それからもう1点ですけども、温泉をですね、浴用ということで、お風呂に入ると言うだけではなくて、他のところでは、農業なんかの利用している地区がありまして、ハウスなんか温泉を引いて、そしてそのハウスを暖めて、イチゴ栽培なんかをしている地区もあるんですけども、実際に農業の仲間で、ちょっとチャレンジしてみたいという方がいらっしゃるんですけども、その金額設定ってというのはなかなか、難しいところなんですけど、何かその辺をちょっと考えていただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

○生活環境課長（鈴木 悟君） その温泉デリバリーの配湯地区外への配湯ですけども、こちらにつきましては、実施をいたしております。デリバリーの中で、先ほどの中で、配湯地区には8件のうちの4件につきましては配湯地区、残りの4件につきましては配湯地区外ということで、もちろん、三浦地区も含めた中で、ですね、全町を対象にやっております。

次にですね、移住定住につながるのではないかとということをございますけれども、やはり温泉のPRをしまして、松崎町は非常に住みやすい地域で温泉もありますよというのをマスコミさんにも取り上げていただきまして、それが、移住の方々ですね、目にとまって移住して来ていただければ、それがやっぱり1番いいのかなというようなことも考えております。

農業への活用の関係ですけども、これにつきましては、御相談等いただいている案件でございまして、今のところご相談いただいている案件につきましてはちょっと温泉の量とかですね、温度とか、いろいろな問題もございまして、ちょっと現実に至っていないというところもございまして、いろいろ可能性につきましては、私どものほうでもいろいろ検討しているところでございます。

○2番（鈴木茂孝君） 配湯区外で、たくさん希望があると、なかなか難しいのかなと思いま

して、であれば、完全に事業化しちゃった方がいいのかなというふうには、ちょっと考えたりもしています。で、農業利用なんですけどね、実際に長泉町というところにチョコレート屋さんがありまして、そのチョコレートをやってる方が、伊豆の出身で、是非、伊豆の温泉を使って、カカオを作りたいと。そのカカオからチョコレートをつくって、伊豆のカカオだ、伊豆のチョコレートっていうふうにやりたいっていう話があったんですけども、なかなか、その、やっぱり、温度であるとか、量っていうのが、折り合わないっていう部分もありますので、先ほど言った、中川の花畑ところらへんが割と湯量があるし温度もあるということなので、あそこも全部使う訳じゃないと思うので、その辺から分けて農業用に少し、やるっていうことも考えられたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○生活環境課長（鈴木 悟君） まず、遅くなった件につきましては、地区的には、反対側のところですので非常に・・・、湯量的な問題とか自噴でございますので、そこが、今、2件ほど配湯していますけども、それについてまた、余剰がなかなか、こう、取れるのかっていうのが、一つの問題と・・・。先ほど申し上げましたけど、温度の問題、あと、量的な問題とありますので、それについてはちょっと、厳しいのかなというのが・・・、感じがしています。今、鈴木議員のおっしゃられました、サルーテさんのところ9号源泉ですけども、そのところは湯量が豊富ですので、そういったものの活用につきましては、先ほどもちょっと触れさせていただきましたけども、可能性につきまして、いろんな条例改正等とか必要になってくる案件でございますので、あれですけども、そういう温泉がですね、これから加入者少なくなってくる中で、どうしても、うちとしても新しいところ、見つけていかなきゃなりませんので、一つのあれとして、検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（藤井 要君） ほかに、質疑はございませんか。

○6番（渡辺文彦君） 僕は、48号の未処分利益剰余金の処分についてお伺いしたいんですけども、この未処分利益剰余金の762万5,380ですか・・・。そのうちの、議会の議決によって760万ほど処分する訳ですけども・・・。資本金、利益積立金、建設改良積立金等に振り分けられてる訳ですけども、この振り分けの根拠、お伺いしたいんですけど。

○生活環境課長（鈴木 悟君） まず、こちらにつきましては、利益積立金への積み立て・・・、当然、これにつきましては、欠損してしまった場合、赤字になった場合にですね、赤字を埋めるために使えるものが、利益積立金。建設改良積立金につきましては、こちらが、設備投資が必要であるというときに、こちらのほうに、建設改良積立金から取り崩しますということになります。先ほどの説明の中で、平成24年の法改正に伴いまして、その時に基準が、あ

った訳ですけれども、その改正に伴いまして、議会の議決を経て、こちらのほうは特に基準というのは、ございません。ただいろいろと資金状況等を見た中で、金額につきまして配分をさしていただいているところでございます。

○6番（渡辺文彦君） この配分に対してね、建設改良のところにも今後お金がかかるってことはよくわかる訳ですけれども、先ほどの水道会計もおそらく今後、建設改良にかかるお金っていうのは必要だと思うんだけど、水道会計においては資本金繰入が主流であって・・・、ちょっとそういう意味では、考え方が温泉と水道、違うのかなって思うんだけど、なんでこういう配分になるのか、ちょっとよくわからないんだけどね。むしろ、水道の時に聞けばよかったですしょうけど、水道の時なんで資本金がこんなに多くて、建設改良が少ないのかっていう話になるのかと思うんだけど・・・。その辺のバランスでちょっとお話を聞きたいんですが、いかがでしょうか。

○生活環境課長（鈴木 悟君） 水道事業会計につきましては補填財源に使ったものを、資本金に組み入れるということでございまして、温泉事業会計の場合には、こちらの補填財源で使う分が特にございませんので、こちらの利益積立金と建設改良積立金のほうへ、処分をするというものでございます。

○議長（藤井 要君） 他に質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより、議案第47号 令和元年度松崎町温泉事業会計収入支出決算の認定についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第47号 令和元年度松崎町温泉事業会計収入支出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(藤井 要君) 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第48号 令和元年度松崎町温泉事業会計未処分利益剰余金の処分についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(藤井 要君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(藤井 要君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第48号 令和元年度松崎町温泉事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(藤井 要君) 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前10時07分)

---